

熊本県立大学人的警備業務委託特記仕様書

この業務は、業務委託共通仕様書及び契約書に基づくほか、この特記仕様書により実施するものとし、これらに記載されていない細部の事項については、委託者、受託者協議のうえ決定するものとする。

1 委託業務名 熊本県立大学人的警備業務委託

2 履行期間 契約書のとおり

3 警備対象施設

①所在 地 熊本市東区月出三丁目1番100号

②名 称 公立大学法人熊本県立大学

③主要建物 下記枠内のとおり

本部棟（2階建）、講義棟1号館（2階建）、文学部棟（4階建）、小ホール、環境共生学部西棟（4階建）、環境共生学部北棟（5階建）、環境共生学部南棟（5階建）、構造実験棟、総合管理学部棟（5階建）、大ホール、講義棟2号館（3階建）、グローカルセンター（2階建）、中ホール、図書館（4階建）、キャリアセンター、大学会館（2階建）、サブアリーナ・CPDセンター（2階建）、アリーナ（2階建）、第1クラブ室、第2クラブ室（2階建）、地域共創拠点運営機構実験棟 計21棟

④敷地面積等 87,948m² (建物延床面積: 41,622m²)

⑤駐車台数（駐輪台数） 約430台（約730台）

4 警備業務の種別

①常駐施設警備（24時間366日）

②常駐門守警備（開庁日の8時から16時まで）

③トレーニングルーム警備（立入規制日を除く開庁日の16時から21時まで）

※1 令和5年度(2023年度)の開庁日は241日である。

(土・日・祝、サマーエコデー(8/14, 15)、及び、年末年始休業(12/29-1/3)を除いた日)
なお、土・日・祝日等においても大学行事等を実施するが、本特記仕様書上では、これらは「閉庁日」とする。

※2 令和5年度(2023年度)の立入規制日のうち、開庁日に当たるものは次の4日である。

①大学入試共通テスト準備日(1/12) ②前期一般入試準備日(2/22)

③後期一般入試準備・試験日(3/11, 12)

5 警備人員の資格

以下の要件を満たす者を含めて配置（常駐）するものとする。なお、有する資格又は経歴を証する書類を別途提出すること。

①従事する警備員全員が正社員であること。

②施設警備業務検定の有資格者が1名以上であること。

③契約締結日時点において、②の者以外に、施設警備業務実務経験が1年以上の者、または、施設警備以外の警備業務実務経験が2年以上の者が1名以上であること。

※正社員とは、社会保険・厚生年金保険・雇用保険の対象者をいう。

6 種別毎の具体的人員の配置

下記のとおり人員を配置しなければならない。

①常駐施設警備時（終日）

a) 08:00 ~ 18:00 1名

(③のトレーニング室駐在日は勤務11時間、休憩2時間。それ以外の日は勤務9時間、休憩1時間)

b) 13:00 ~ 24:00 1名 (勤務9時間、休憩2時間)

c) 17:00 ~ 翌日09:00 1名 (勤務9時間、休憩7時間(仮眠含む))

なお、勤務時において、おおむね次のとおり1名により学内巡回警備を行う。

(巡回業務内容については、7の①のイ) のとおりとする。)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
巡回時間	7:00	11:00	15:00	17:30	20:00	23:00

※ 図書館の開館日（令和5年度(2023年度)実績：約300日）においては、第5回の巡回時に図書館内の巡回を行うものとする。

②常駐門守警備時（上記①とは別に人員を配置する。）

08:00 ~ 16:00 1名 (勤務7時間、休憩1時間)

なお、勤務日は開庁日のみとする。

③トレーニングルーム駐在時（基本、上記①のa）警備員を延長のうえ配置する。）

16:00 ~ 21:00 1名

なお、勤務日は立入規制日を除く開庁日のみとする。

7 業務内容

① 常駐施設警備

ア) 出入管理及び外来者対応

本部棟1階守衛室を拠点とし、施設等への出入者を監視し、外来者及び不審者への対応を行う。学内に用件があり駐車を行う外来者に対し臨時駐車許可証を発行する。

(配達等、短時間での滞在の場合は許可証発行を省略する。)

イ) 施設施錠、開錠及び巡回並びに施設警備業務（事故等発生時対応を含む）

施設等管理者から指示された時間に各建物の施開錠を行うとともに定期的（概ね6回／日）に巡回のうえ施設内の火災、盗難、事故等の未然防止及び事故発生時の被害拡大を防ぐ。

ウ) 電話応対及び夜間等配達物受領

電話交換業務にあっては、平日は17時15分から翌日の8時30分まで実施し、土・日・休日等については24時間実施する。また、夜間及び土・日・休日等における郵便物等を受領する。

エ) 鍵の貸し出し、返却

鍵の貸し出しについては、鍵使用簿に所要事項を記載させ、確認のうえ貸し出しを行う。また、返却の際も所要事項を確認する。

オ) 国旗、シンボルマーク旗、学章旗の掲揚及び降納

正面玄関近く掲揚台への掲揚（7時30分頃）及び掲揚台からの降納（16時30分頃）を行う。

カ) 空調設備の発停及び運転監視

土・日・休日等における緊急時の空調設備の発停及び運転監視を行う。なお、施設等管理者の指定する職員より、空調機器の操作説明を受けるものとする。

キ) 駐車車両（駐輪車）管理・駐輪場整理

施設等管理者の指示に基づき、通路及び駐輪（車）場の不法駐車車両の警備を行う。

また、年20回構内進入車両の駐車許可証の確認調査を実施する。実施日及び調査方法については、施設等管理者と協議のうえ決定する。

なお、駐車許可証の確認調査の時間帯及び人員配置は以下のとおりとする。

8：00～11：00 4名

（人員については、常駐施設警備以外を3名、残り1名は②の常駐門守警備の人員を充てるものとする）

ク) 大学行事における車両誘導業務

以下の大学行事時において、主に車両門及び西門での車両誘導業務を行うこととし、詳細については、別途、施設等管理者より指示する。

i オープンキャンパス（令和5年(2023年)7月16、17日（日、月）の2日間）

ii 大学入学共通テスト（令和6年(2024年)1月13、14日（土、日）の2日間）

iii 一般入学試験（前・後期）（令和6年(2024年)2月25日（日）及び3月12日（火）の2日間）

※ i～iiiすべて8時間勤務、車両門と西門に1名ずつの2名勤務とする。

ケ) その他施設等管理者から施設警備面で依頼された事項

警備員の人員体制を変更しない範囲内における施設警備面の業務について、施設等管理者から依頼があった事項又は緊急を要する事項を行う。

② 常駐門守警備

ア) 出入車両及び駐車車両管理

大学西門において車両の出入を監視し不審車両の対応を行うとともに、通路及び駐車（輪）場の無断・不法駐車車両の警備を行う。

イ) その他施設等管理者から門守警備面で依頼された事項

警備員の人員体制を変更しない範囲内における施設警備面の業務について、施設等管理者から依頼があった事項又は緊急を要する事項を行う。

③ トレーニングルーム警備

ア) 施設施錠、開錠及び出入管理等

施設等管理者から指示された時間にキャリアセンター内のトレーニングルームの施錠を行ふとともに室内に駐在し、利用者の出入管理を行う。

イ) 監視警備業務

トレーニングルームで利用者の適正利用を監視するとともに室内の火災、盗難、事故等の未然防止及び事故発生時の被害拡大を防ぐ。

ウ) その他施設等管理者からトレーニングルーム警備面で依頼された事項

警備員の人員体制を変更しない範囲内におけるトレーニングルーム警備面の業務について、施設等管理者から依頼があった事項又は緊急を要する事項を行う。

8 勤務心得

①一般事項

受託者は、大学職員に準ずる心構えで対応するものとし、見だしなみや言葉遣い等は、親切・丁寧に行い、学内外から信頼を失うことのないよう細心の注意を払わなければならない。

②関係法令の遵守

受託者は、業務を遂行するに当たって、公立大学法人熊本県立大学施設等管理取扱要領その他関係法令を遵守するとともに、その適用及び運用は、受託者の責任において適切に行わなければならない。

③緊急連絡等への対応

利用者及び官公署等から緊急連絡等を受けた場合は、緊急連絡網の活用や必要に応じて大学担当者等に問い合わせるなどの方策により遺漏なく迅速かつ的確に対応するものとする。

④不審者、不審物等への対応

不審者、不審物等を発見した場合は、直ちに適切な処理を講ずるとともに、大学担当者等に速やかに報告するものとする。

⑤守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

⑥警備員の服装

受託者は、委託者との協議により定めた制服及び名札を警備員に着用しなければならない。

⑦守衛室での勤務

警備員は、巡回、利用者応対及び施設管理用務時以外において、みだりに執務箇所を離れてはならない。また、守衛室には、関係者以外の者をみだりに入れてはならない。

⑧備品等の使用及び管理

守衛室の整理を行い、備え付け諸物品については、丁寧に取り扱わなければならない。

9 書面報告事項

警備員は、勤務時間中に発生した事件及び取り扱った事項等を警備日誌に記載して、施設等管理者に報告しなければならない。

10 火災等緊急事態発生時の措置

火災、その他緊急事態が発生した場合は、警備員は現場において、迅速かつ的確に初期消火、負傷者の救護等必要な措置を行い事態の処理にあたること。

また、連絡体制に基づいて速やかに関係者等に連絡し指示を受けるものとする。

11 その他

警備等の業務を実施中、疑義のある事項については、施設等管理者に報告し、処理するものとする。

(補記)

「11 その他」の事項において、受託者から警備業賠償責任保険との関係において、補償契約の確保のため、監視体制において仕様書に火災等移送装置の設置について追加記載の要望があった場合は、設置に必要な経費は受託者が負担するものとし、「10 火災等緊急事態発生時の措置」の事項を下記のとおりとする。

記

火災、その他緊急事態が発生した場合は、警備員は現場において、迅速かつ的確に初期消火、負傷者の救護等必要な措置を行い事態の処理にあたること。

また、担当業務時間においては、火災等移送装置（機械システム）において監視するとともに、連絡体制に基づいて速やかに関係者等に連絡し指示を受けるものとする。